

# 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

地方創生2.0において特区を再起動させるため、所要の変更を行うもの。

## 変更のポイント

### 地方創生2.0を踏まえた取組の推進

地方の厳しい状況とデジタルを始めとする新技術の進展を踏まえ、スピード感をもって**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める観点から、取組を推進**する旨を明記

### 成果の普遍化(全国措置化の推進)

特例措置について、直ちに全国展開が困難であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、**構造改革特区の特例措置への移管**を推進する旨等を新たに規定

### 規制・制度改革の検討体制の強化

新たな規制改革提案や特例の全国措置化、要件の見直しについて、**横断的視点で迅速効果的に検討**を行うことができるよう、**各特区の枠組みを活かした検討体制**を新たに規定。新たな規制・制度改革に関する**主務官庁の責務**を明確化

### 新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化

新たな規制改革や全国措置化の実現に必要なデータ、事例等の収集・検証、先進的な取組の実現に必要な実証など、**地域のチャレンジを促進**するために必要な施策を講ずる旨や、**特区の活用や多様な関係者の連携を促進**するための**情報発信の強化やノウハウ支援等**に努める旨、**利子補給制度の制度間連携による支援**を推進する旨を新たに規定

### 関係制度間の連携

3特区制度や他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの**制度の特色や枠組みを活かし、効果の最大化**を目指す旨を明確化

※構造改革特別区域基本方針及び総合特別区域基本方針についても、同趣旨の変更